

同時発表：関東運輸局

令和4年10月4日
自動車局旅客課

川崎鶴見臨港バス(株)の路線バスの上限運賃変更に関するパブリックコメントを実施します

川崎鶴見臨港バス株式会社より、道路運送法第9条第1項に基づき、路線バスの上限運賃の変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くために、別紙意見公募要領にて御意見を募集します。

1. 運賃改定の申請概要について

(1) 申請日：令和4年9月13日(火)

(2) 申請事業者：川崎鶴見臨港バス株式会社(神奈川県川崎市川崎区中瀬3-21-6)

(3) 申請内容(現行・申請運賃額)

川崎市内の路線バスに係る上限運賃変更認可申請

普通旅客運賃 (均一運賃)		現行	申請 (上限)
大人	現金	210円	<u>230円</u>
	ICカード	210円	<u>230円</u>
小児	現金	110円	<u>120円</u>
	ICカード	105円	<u>115円</u>

定期旅客運賃		現行	申請 (上限)
通勤	1ヶ月	9,500円	<u>10,350円</u>
	3ヶ月	27,080円	<u>29,500円</u>
	6ヶ月	51,300円	<u>55,890円</u>
通学 (大人)	1ヶ月	7,440円	<u>8,150円</u>
	3ヶ月	21,200円	<u>23,230円</u>
	6ヶ月	40,180円	<u>44,010円</u>
通学 (小児)	1ヶ月	2,400円	<u>2,630円</u>
	3ヶ月	6,840円	<u>7,500円</u>
	6ヶ月	12,960円	<u>14,200円</u>

(4) 実施予定日

令和5年3月16日

2. 乗合バスの運賃及び料金の認可について

乗合バスの運賃・料金は、道路運送法第9条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされています。

3. パブリックコメントの意見提出について

別紙意見公募要領をご確認の上、ご意見をご提出願います。

連絡先 国土交通省自動車局旅客課 佐藤、笠井、橋本
 TEL:03-5253-8111(内線41204,41233)
 TEL:03-5253-8568(直通)
 FAX:03-5253-1633